

# 四国の総合評価について

四国地方整備局では、平成17年11月1日に「第1回 四国地方整備局総合評価委員会」を開催、「総合評価落札方式の実施方針」を審議して、工事の落札者決定方法については、「原則、全工事に総合評価を適用する。」こととした。

四国の地域性に配慮した総合評価落札方式となるよう、毎年度、落札結果等を分析し、評価項目、配点等の改善を図ってきたが、**建設投資額の減少**に伴い**受注競争が激化**や入札契約手続きにおける**競争参加者・発注者双方の負担増大**等が問題となった。

国土交通省(本省)は、平成24年2月28日の「総合評価落札方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」(第6回)において、**競争参加者・発注者双方の負担軽減**等を目的として、施工能力の評価と技術提案の評価に二極化を図るなどの「総合評価落札方式改善の方針(案)」を作成した。

四国地方整備局においても、第6回懇談会の改善方針(案)を参考に、平成24年度10月より、四国の実態も考慮しつつ**二極化**を図った。また、平成26年度には更なる負担軽減を目的に、技術提案の招請・評価方法の見直し等の実施方針の改正を行った。

平成27年度実施方針については、現状のテータ分析の結果を踏まえ、**平成26年度実施方針からの大きな改正は実施しない**。ただし、改正された担い手3法にも上げられている課題の対策として、事業の特性、地域の実情等を考慮しつつ**多様な入札契約方式を試行**する。

# 平成27年度実施方針について

---

# 平成27年度実施方針について

公共工事の品質を確保するために価格以外の技術的要素を重視する総合評価落札方式を拡充を図り、四国の地域性を考慮し、その評価項目、配点等の見直しを行ってきた。

過去の見直しにおいて、懸念されていた課題について、分析を進めたところ以下の状況となっている。

## 受注者の固定化

- 総合評価落札方式により、ある程度の固定化は見られるが、近年の施工能力評価型の拡大による、更なる固定化の傾向は見られない。

## 工事品質の低下

- 技術提案評価型と施工能力評価型の発注方式において工事成績の差は生じているが、施工能力評価型全体及び施工能力評価型が特に拡大されている一般土木のC等級工事においても、工事成績は上昇傾向にあり、品質の低下の傾向は見られない。

## 技術者の評価

- 技術者の実績、成績評価において、現場代理人の実績を主任（監理）技術者と同等に評価している事により、若手技術者等の主任（監理）技術者の実績を有しない技術者についても受注可能な評価基準となっており、その後の工事成績についても、品質が確保されている事が確認された。

## 現状の評価項目の分析

- 各評価項目ともに、工事成績と相関関係にあり、工事の品質確保に対して、効果のある評価項目となっていることが確認できた。

過去の見直しにより、現行の総合評価項目は、工事品質の確保に対して、効果を発揮しつつ、懸念されていた課題に対しても対応出来ている状態となっている。

上記の結果を踏まえ平成27年度の総合評価落札方式の実施方針は平成26年度からの変更は実施せず、更なる分析を進めることとする。

一方で大規模工事（本官）においては、入札競争が調査基準価格付近に集中し、技術提案においても加算点が上位に集中する事例も発生しており、発注者として技術提案を求める内容が形骸化しないよう配慮が必要である。

# 品確法等の改正を踏まえた取り組み

---

# 担い手3法の改正における総合評価について

平成26年度6月4日

公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、「入契法」、「建設業法」についても一体として改正

## 改正のポイント：基本理念

基本理念として、以下の内容が追加された

- 公共工事の品質確保に資する、担い手の中長期的な育成・確保
- 災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
- 適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
- ダンピング受注の防止
- 下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
- 技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保

## 改正のポイント：多様な入契制度の導入

- 技術提案交渉方式
- 段階選抜方式
- 地域社会資本の維持管理に資する方式
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査評価する取組

品確法の改正を踏まえ、その理念を達成するために  
総合評価において取り組むべき事項とは？



担い手3法の改正に伴い、四国においても以下の課題に対する取り組みが必要である。

- 建設投資の減少し、一般競争の適用が拡大する中、受注競争の過度な激化による地域の建設業の疲弊（地域維持の担い手不足）に対して十分な対応が出来なかった。
- 入札契約方式が画一的になっているため、多様な入札契約方式の導入が必要とされている。

工事の品質確保の観点からは、四国地整における総合評価方式は一定の効果を示している。しかし、改正品確法においても定められている品質確保及び災害対応に資する担い手確保は四国においても重要な課題であるため、担い手確保に配慮して評価方法を試行的に実施する。

- ⇒地域維持の担い手を確保するために、直轄と県の工事成績を相互利用する工事の試行を行う。
- ⇒健全な建設業を育むための労働環境改善に資する取り組み（週休2日制義務、現場施設の充実等）。
- ⇒施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保の観点より、評価対象となる登録基幹技能者を拡充する工事の試行。

## その他の試行

- ⇒近接区間を複数企業が施工し、施工段階で競争が生まれることにより、品質向上が図れる一括審査方式の試行を拡大する。
- ⇒難易度の低い工事において、新たな企業の参入を促進すべく、同種の施工実績をより重視する評価方式を試行する。
- ⇒段階選抜工事における一次審査において、より品質を考慮した一次審査とすべく、一次審査項目に工事成績を追加する段階選抜方式を試行する。

## 工事成績共有化の試行

### ○背景○

地域維持の担い手確保が重要な課題となっているなか、現状の総合評価の中では直轄実績を持つ企業と直轄実績を持たない企業では、工事成績の評価において、大きな差がでてしまう。そのため、直轄発注が少ない地域の企業は近年の実績が減り、受注（参加）しにくい状況へと陥ることが懸念される。

### ○概要○

地域維持の担い手確保を目的に、企業の工事成績において、**県の工事成績を活用できる**工事を試行する。

## 労働環境改善に資する取り組み

### ○背景○

健全な建設業を育むために労働環境改善が求められており、発注者としても積極的に取り組む必要があり、以下の取組を一部の工事で試行的に実施する。

- ①魅力有る環境作りの一環として、**週休2日制を義務化**
- ②女性技術者の働きやすい環境作りとして、**現場における施設（休憩所、更衣室、トイレ、シャワー室等）の充実**

## 登録基幹技能者の拡充

### ○背景○

施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保が求められており、技能者の育成の取り組みとして評価対象とする登録基幹技能者を拡充する工事を施工する。

### 試行（案）

登録基幹技能者の技能を生かせる全ての工種について、工種に応じた登録基幹技能者を評価対象とする。

## 一括審査方式の拡大

### ○背景○

一括審査方式については、受発注者の事務量軽減を目的として、一定の効果を得ている。今後も受発注者の事務量軽減を目的に、同一地域等での同種工事について試行の拡大を図る。

## 実績重視型の試行

### ○背景○

総合評価において工事成績が重視されていることにより、直轄実績を有しない企業が加算点を獲得し難い方式となっている。

新たな企業の参加を促進するために、同種実績にウェイトをおいた評価方法を試行する。